

# 香川県事業者説明会資料

香川県出納局会計課

## 電子契約の導入について

◆香川県では、事業者の利便性の向上と県の事務の効率化を図るため、**令和6年1月より電子契約を導入します。**

- 電子契約は、紙の契約書に代わり、インターネット上で電子ファイルの内容を確認し、同意することで契約を締結するものです。
- インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境であれば、パソコンはもちろんスマートフォンからも利用可能です。

### メリット

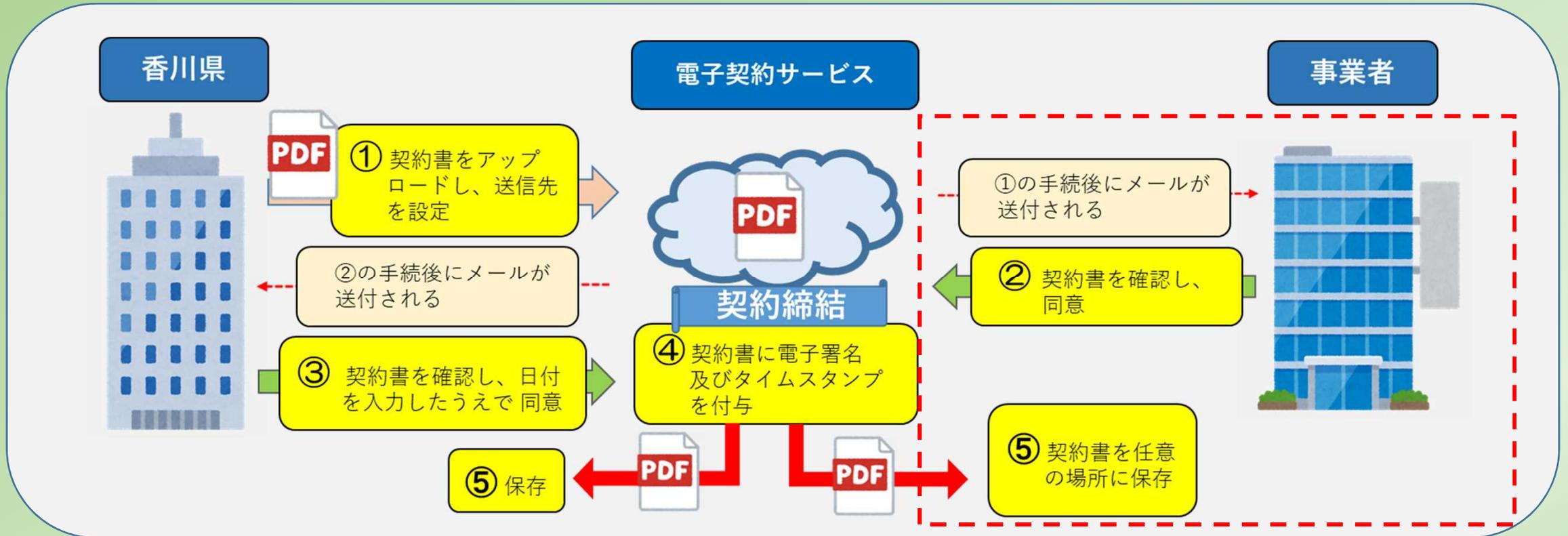
#### ①事務の効率化やコストの削減！

- ▶ 契約書の郵送や持参、押印等を行う必要がなくなることから、**事務の効率化やコスト削減**が期待できます。

#### ②収入印紙不要！

- ▶ 印紙税は文書に対して課されるものですが、電子契約では電磁的記録のやり取りになるため課税対象とはなりません。契約書に収入印紙を貼付する必要がないため、**印紙代が不要**となります。

# 契約締結までの流れ



- ▶ 香川県が契約書をクラウドサイン（電子契約サービス）にアップロードした後、事業者の方にクラウドサインからメールが届きますので、メールに記載された内容に沿って契約書をご確認ください。
- ▶ 事業者の方は、クラウドサインからのメールが届いたら契約内容を確認し、**5日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）**以内に同意手続きを行ってください。
- ▶ 契約締結後、契約書はクラウドサインからメールで送られますので、任意の場所に保存してください。

# 電子契約サービスの利用①



## ◇電子契約サービスの利用の可否について

▶電子契約サービスの利用が可能な案件は、次のとおり**公告や見積依頼等**にその旨を**記載**します。

【例】

入札公告(物品)〇(〇)第〇号

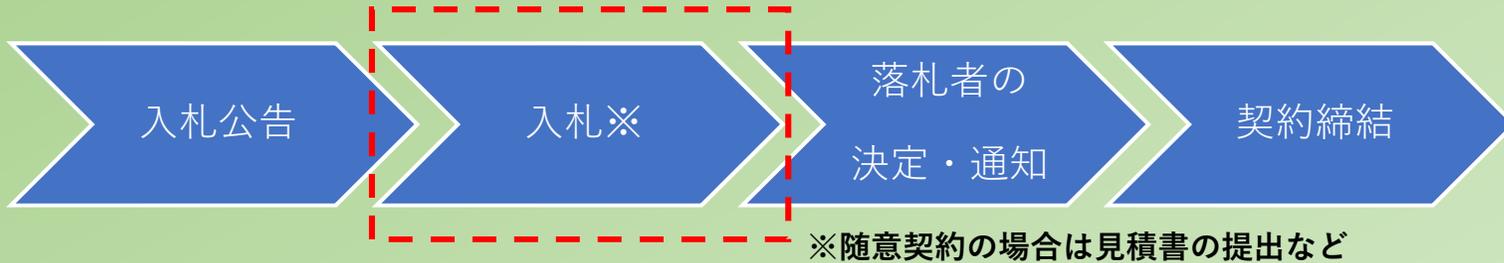
・  
・

- 電子契約の可否可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

・  
・

# 電子契約サービスの利用②



## ◇ 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について①

- ▶ 電子契約サービスを利用した契約を希望する場合、「**電子契約同意書兼メールアドレス確認書**」の提出が必要です。
- ▶ メールアドレスの取得は「**電子契約同意書兼メールアドレス確認書**」により行います。**本書によらず、電話やメールで連絡することはできません。**
- ▶ 「**電子契約同意書兼メールアドレス確認書**」は、**入札書提出時** **又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにて提出**してください。
- ▶ 電子契約サービスの利用の確認は案件ごとに行いますので、「**電子契約同意書兼メールアドレス確認書**」は**案件ごとに提出**してください。

年 月 日

香川県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先(電話)

### 電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。  
なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

案件名(業務名、工事名等)	
---------------	--

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス	
氏名	役職

【担当者】※担当者が不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	
氏名	

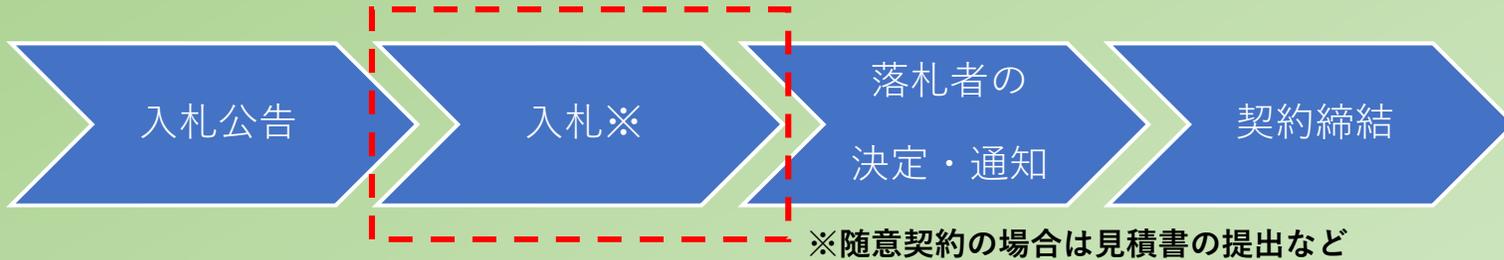
※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

- 【留意事項】
- ・電子契約を希望する場合は、**入札書又は見積書を提出する際に、本書を、電子入札システム又は電子メールにてWord形式のまま提出してください。**
  - ・**担当者→最終確認者の順**に、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
  - ・契約締結を円滑に進められるよう、本書は入札書又は見積書提出時のご提出をお願いしておりますが、**落札者のもののみ有効として取り扱います**のでご了承ください。

<建設工事請負契約の場合>  
建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。  
なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

①電磁的措置の種類  
コンピュータ・ネットワーク利用の措置  
②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式  
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

# 電子契約サービスの利用③



## ◇ 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出について②

- ▶本書は、県出納局のホームページにも様式は掲載しますが、**公告など案件ごとに掲載する予定です。**
- ▶本書には、**担当者及び最終確認者2名の「メールアドレス」「氏名」「役職」を記載してください。**なお、担当者を設けていないなど不在の場合は、**最終確認者1名を記載してください。**
- ▶クラウドサインから契約書の確認依頼メールは、**担当者→最終確認者の順に届きます。**

年 月 日

香川県知事 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
連絡先(電話)

### 電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約については、電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。

なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

案件名(業務名、工事名等)

【最終確認者】※契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

メールアドレス	<input type="text"/>		
氏名	<input type="text"/>	役職	<input type="text"/>

【担当者】※担当者が不在の場合は空欄にしてください。

メールアドレス	<input type="text"/>		
氏名	<input type="text"/>		

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

#### 【留意事項】

- ・電子契約を希望する場合は、**入札書又は見積書を提出する際に、本書を、電子入札システム又は電子メールにてWord形式のまま提出してください。**
- ・**担当者→最終確認者の順に**、電子契約サービスから契約書の内容確認依頼メールが届きます。
- ・契約締結を円滑に進められるよう、本書は入札書又は見積書提出時のご提出をお願いしておりますが、**落札者のもののみ有効として取り扱います**のでご了承ください。

#### <建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

- ①電磁的措置の種類  
コンピュータ・ネットワーク利用の措置
- ②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式  
電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

# 今後のスケジュール①

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4～
説明会	● 10/30開催	● 11/8開催					
試行（電子契約の操作体験）		←→ 11月中旬～12月上旬に実施					
運用開始				→			

## ◇試行について

- ▶クラウドサインを利用して、**県との電子契約の操作を体験**することができます。（県出納局が模擬契約の相手方となります。）
- ▶試行を行うには、**インターネットに接続でき、電子メールを受信できる環境が必要です。**
- ▶試行は11月中旬から実施する予定です。実施方法等は県HPで改めてお知らせします。

## 今後のスケジュール②

	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4～
説明会	● 10/30開催	● 11/8開催					
試行（電子契約 の操作体験）		←→ 11月中旬～12月上旬に実施					
運用開始				→			

### ◇運用開始以降の取組みについて

- ▶電子契約サービスの利用は、令和6年1月1日以降に公告・見積依頼などを行う案件から開始します。
- ▶電子契約の導入を円滑に行うため、令和6年1月から3月の間は一部の案件を対象に実施します。